

ひたちなか市議会経済建設委員会

令和6年3月26日午前9時58分開議

議事堂第3委員会室

【付議事件】

1 議案

- 議案第 37号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について
議案第 41号 ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
議案第 42号 ひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例制定について
議案第 46号 財産を支払手段として使用することについて
議案第 47号 市道路線の認定及び変更について
議案第 49号 常磐線佐和駅東西自由通路・新駅舎整備工事委託事業に関する協定の一部を変更する協定締結について

2 請願・陳情

- 請願第 4号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択について

○出席委員 8名

経済建設委員会	弓 削 仁 一	委員長
	加 藤 恭 子	副委員長
	鵜 澤 恵 一	委員
	安 のり子	委員
	安 次 男	委員
	大 谷 隆	委員
	清 水 立 雄	委員
	三 瓶 武	委員

○欠席委員 0名

○委員外議員 0名

○説明のため出席した者

経済環境部	齋 藤 茂 夫	経済環境部長
	丸 岡 貴 典	商工振興課長

	小石川	直人	商工振興課係長
	二川	潤	商工振興課係長
建設部	大和	敏幸	建設部長
	祖田	章	技正兼道路管理課長
	山口	雅美	道路建設課副参事兼用地室長
	飯田	寛道	道路管理課技佐
	二川	浩之	道路管理課路政係長
	佐藤	淳一	河川課長
	井坂	丘	河川課技佐
	蓮田	利幸	河川課技佐兼管理係長
	安部	貴宏	河川課管理係主幹
	星野	博之	住宅課長
	大塚	聡	住宅課長補佐兼係長
	平戸	靖彦	住宅課係長
都市整備部	坂場	信二	都市整備部長
	岩瀬	正樹	都市計画課長
	黒澤	陽人	都市計画課技佐兼工務係長
	小和瀬	晃	都市計画課長補佐兼計画係長
	渡部	拓哉	都市計画課主幹
	荘司	泰久	建築指導課長
	岩田	隆之	建築指導課副技正
	横須賀	智志	建築指導課審査係長

○事務局職員出席者

議会事務局	益子	太	係長
	草野	大輝	主事

経 済 建 設 委 員 会

令和6年3月26日（火）

午前9時58分 開会

○弓削委員長 ただいまから経済建設委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案6件、請願1件、以上7件です。

審査の進め方につきましては、初めに所管ごとに議案を審査し、次に請願を審査したいと思います。

以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

最初に、議案第37号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面から、全議員共通、本会議臨時会、令和6年定例会臨時会とフォルダを進めていただき、さらに、第1回3月定例会、議案、議案第37号の順にフォルダをお開きください。皆さん大丈夫でしょうか。

では、提出者の説明をお願いします。坂場都市整備部長。説明の際は着座をお願いします。

○坂場都市整備部長 議案第37号 ひたちなか市手数料条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。議案書の4ページをお開きいただきますようお願いいたします。

まず初めに、こちらに記載はございませんが、本議案について改正の趣旨を概略申し上げますと、カーボンニュートラルの実現に向けて建築物の省エネ対策を進める目的で制定された法律、すなわち脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行により関係法令が改正されたことに伴う条項の改正のほか、所要の改正を行う内容であります。

主な改正2点のうち、まず1点目は、4ページ右側の別表第2、新条例の中段、第68項、敷地と道路との関係の特例認定と、その下の第69項、道路内の建築制限の特例認定、さらに、5ページ上段、第70項、移転の認定の3項目において手数料を追加するものでございます。これらは、建築基準法の改正に伴い、既存の建築物において安全性の確保を前提に市街地環境への影響が増大しないと認められる大規模の修繕や模様替えを行う際の規定緩和を可能とする特例認定の手数料でありまして、手数料の額はそれぞれ2万7,000円、茨城県と同額であります。

次に、2点目は、5ページから最後の13ページにかけてのそれぞれ、5ページ、右側、新条例の第84項、ページをめくりまして9ページの85項と87項、11ページの第88項、89項、12ページの90項、13ページの第91項、第92項の規定において、引用する法令の名称が変更されたことに伴い所要の改正を行おうとするものであります。具体的には最後の13ページの中段を例に取りますと、左側の波線アンダーライン箇所と右側を見比べていただきまして、これまでの通称建築物省エネ法と呼ばれる建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の名称が、法改正により「向上」の後に漢字一文字「等」が入りまして、「消費性能の向上に関する法律」から「消費性能の向上等に関する法律」に変更されたものであります。

また、その下の旧条例第90項と新条例第92項における施行規則においても同様でございます。

そのほか、条項の追加や削除に伴う項番の繰上げ、繰下げの改正を併せて行おうとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○弓削委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第42号 ひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

休憩します。

午前10時4分 休憩

午前10時5分 再開

○弓削委員長 それでは、再開します。

次に、議案第42号 ひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第42号をお開きください。大丈夫でしょうか。

それでは、提出者の説明を願います。坂場都市整備部長。

○坂場都市整備部長 引き続き着座にて失礼いたします。

議案第42号 ひたちなか市建築基準条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。

初めに、本議案について改正の趣旨を概略申し上げますと、先ほどの議案第37号と同様に、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行により建築基準法が改正されたことに伴う改正でございます。

議案書の3ページ、新旧対照表をご覧くださいまして、こちらの4項目、第14条、第32条第2項、第39条第1項及び第48条第2項の4項目において、「主要構造物」または「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、または「特定主要構造部」の文言を追加する内容でございます。

改正前の建築基準法においては、耐火構造物の壁、柱、床など全ての主要構造部に耐火性能を求めておりましたが、今般、木造化の促進や様々な設計ニーズに対応するため、今回の改正において特定主要構造部の概念が新設され、木材の使用可能範囲が広がるものであります。これまでは主要構造部に一律の耐火性能を要しておりましたが、主要構造部を防火上、避難上支障がない部分と区分し、特定主要構造部のみに耐火性能を求めるよう改正されたものであります。この改正を踏まえ、市建築基準条例における特定の用途に供する建築物全体または建築物の一部について、特定主要構造部以外の部分を耐火構造としないことを可能とするよう条文の一部改正を行おうとするものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○弓削委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第49号 常磐線佐和駅東西自由通路・新駅舎整備工事委託事業に関する協定の一部を変更する協定締結についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただきまして、議案第49号をお開きください。大丈夫でしょうか。

提出者の説明を願います。坂場都市整備部長。

○坂場都市整備部長 引き続き着座にて失礼いたします。

議案第49号 常磐線佐和駅東西自由通路・新駅舎整備工事委託事業に関する協定の一部を変更する協定締結について説明いたします。

議案に添付の参考資料の2ページをご覧くださいたく存じます。

上段に協定を変更する理由についての記載がございますが、本事業につきましては、去る令和2年12月定例会における協定締結に関する議決を基に、JR東日本水戸支社と施行協定を締結し、本年3月31日までの期間の中で工事を進めてきたものでございます。このたび、施行協定に基づく全ての委託工事が2月末に完了し、委託費用の額が確定したことから、下段にまいりまして、協定の金額を当初の25億8,638万円、内、市負担額24億8,638万円から1億9,826万4,217円減額し、23億8,811万5,783円、内、市負担額22億8,811万5,783円に改める協定を締結しようとするものでございます。

主な変更理由としましては、まず、都市施設である東西自由通路の整備については、鉄骨等

の建設資材の高騰などにより当初から約5,130万円の増額となったものの、鉄道施設である新駅舎の整備については約2億4,950万円の減となっております。この主な減要因は、工事に支障となる電力関連設備の移転工事において、当初計画していた大規模な架線柱を用いた現状への復旧から、地上配線や新駅高架下への共架配線などへ見直したことにより大幅なコスト縮減が図られたものでございます。結果、これらを合わせまして、総額で1億9,826万4,217円、委託料が減額となるものでございます。

なお、JR東日本水戸支社の負担額1億円につきましては、国土交通省が定める費用負担ルールである自由通路の整備及び管理に関する要項の規定に従い、旧駅舎の規模や建築年数により算出した額であるため当初からの増減はございません。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○弓削委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第41号 ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第41号をお開きください。

提出者の説明をお願いします。大和建设部長。

○大和建设部長 議案第41号 ひたちなか市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正により、裁判所が保護命令を発令したDV被害者に対し例外的に単身入居を認める根拠規定が拡充され、変更が生じたため、本条例におかれましても所要の改正を行うものです。

また、市営遠原台住宅の用途廃止に伴いまして、本条例別表に記載してあります名称及び位置の削除の改正を行うものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○弓削委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第46号 財産を支払手段として使用することについてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第46号をお開きください。

提出者の説明をお願いします。大和建设部長。

○大和建设部長 それでは、議案第46号 財産を支払手段として使用することにつきましては、高場雨水1号幹線を管理するために、JR東日本の土地に民法第269条の2の規定に基づく区分地上権を設定し、その補償金の支払手段として公有財産を使用するため、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

議案書1ページ及び参考資料、位置図、詳細図を併せて参照願います。

稲田や高場地内の浸水被害軽減に向けて整備を進めている高場雨水1号幹線のJR常磐線の横断部については、平成18年9月26日付で本市とJRとで施行協定書を締結し、平成21年3月に当該工事が完成いたしました。この施行協定書の第7条には、横断工事を実施した箇所土地を本市が有償で譲り受けるものとして土地売買契約を締結する旨明記されております。しかし、本市としては、線路敷の土地の所有権までを取得する必要がなく、水路構造物の適切な維持管理を目的として第三者に対抗できる権限を確保できればいいこと、また、線路を横断して、現在利用されていない本市所有の土地をJRが所有権取得の意思を持っているといった状況を踏まえて、用地処理の最善策等をJRとこれまで協議を重ねてまいりました。この協議の結果、民法第269条の2の規定に基づく区分地上権を雨水幹線の整備を施した箇所に本市が設定し、その対価補償として、金銭ではなく本市所有の土地を支払手段としてJRに譲渡するものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○弓削委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

次に、議案第47号 市道路線の認定及び変更についてを議題とします。

議案のフォルダに戻っていただき、議案第47号をお開きください。

提出者の説明をお願いします。大和建设部長。

○大和建设部長 議案第47号 市道路線の認定及び変更につきましては、道路法第8条及び第10条の規定に基づき路線の認定及び変更を行うものであります。

議案書2ページ、市道路線の認定表及び参考資料、路線位置図を併せて参照願います。

ナンバー1、足崎・長砂地区336号線、参考資料は1から2ページです。開発行為により築造された道路で、市に帰属されたことから認定するものです。

ナンバー2、中央地区844号線、参考資料は3から4ページです。開発行為により築造された道路で、市に帰属されたことから認定するものです。

ナンバー3、田彦地区357号線、ナンバー4、田彦地区358号線、ナンバー5、田彦地区359号線、ナンバー6、田彦地区360号線、ナンバー7、田彦地区361号線、参考資料は5から6ページです。開発行為により築造された道路で、市に帰属されたことから認定するものです。

ナンバー8、勝倉・三反田地区532号線、参考資料は7から8ページです。開発行為により築造された道路で、市に帰属されたことから認定するものです。

ナンバー9、津田・枝川地区442号線、こちらの図につきましては、次の市道路線の変更と併せて説明させていただきます。

議案書3ページ、市道路線の変更表を参照願います。

ナンバー1、馬渡・中根地区373号線、ナンバー2、馬渡・中根地区374号線、参考資料は9から10ページです。東部第1区画整理の計画変更により、自転車歩行者専用道路の一部が自動車通行可能となったため、これに合わせて373号線を短縮し、374号線を延長する路線の変更を行うものです。

ナンバー3、津田・枝川地区349号線、市道路線の認定のナンバー9、津田・枝川地区442号線、参考資料は11から12ページです。当該路線は、一部区間に進路の機能・形態がなく、隣接地権者から払下げの申出があったため、今後の払下げ事務に当たり、当該区間の廃止に合わせた起点の変更及び南端部分についての新規認定を行うものです。

ナンバー4、湊中部地区161号線、ナンバー5、湊中部地区244号線、参考資料は13から14ページです。当該路線は、和田町常陸海浜公園線とひたちなか海浜鉄道の立体交差が平面交差に計画変更されたことに伴い、国土交通省より最寄りの踏切道を廃止するよう指示があり、境界踏切の廃止によって接道がなくなる土地の救済のため、代替道路として湊中部地区244号線を延長し整備を行うものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○弓削委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとするに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとするに決定しました。

以上で議案の審査を終了します。

次に、請願の審査を行います。

今回新たに付託されました請願第4号 「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択についてを議題とします。

S i d e B o o k s のホーム画面にお戻しく下さい。全議員共通、常任委員会、経済建設委員会、令和5年度、令和6年3月26日配付資料、請願第4号の順にお開きください。大丈夫でしょうか。

では、事務局職員に朗読させます。草野主事。

(事務局朗読)

○弓削委員長 ご意見等がありましたら発言願います。大谷委員。

○大谷委員 この請願を見させていただきまして、労働者としては理解できるところだと思えますが、これは国が均衡賃金を勘案して決めるものでありますので、労働者のセーフティネットであると同時に、雇用者側にも罰則規定がこれは存在するということがありますものから、逆に言うと、雇用を守る上にとりでということにもなっているのではないかというふうに思っております。この点を踏まえすと、地方の議会から暗に具体的な数字を国に提出するということはいかがなものかなと私は考えております。よって、本件は不採択が相当ではないかというふうに思います。

以上です。

○弓削委員長 三瓶委員。

○三瓶委員 今回の請願、最低賃金の引き上げと中小企業支援策の拡充を求めるということがあります。茨城県の最低賃金というのは、この中にもありますが、茨城地方最低賃金審議会というところで公労使三者が審議をして決めているということです。状況として言えば、やっぱり最低賃金を適正な形で上げていくためには、使用者側の支払い能力ということも必要があって、単純に引き上げればいいというものではないということ。また一方では、年収の壁というものを意識して労働時間を調整している実態というものもあります。そういうことから、法改正や雇用条件改善など総合的な視点で是正に向けた取組が必要だということだと思えます。また、男女間賃金格差の是正ということについても、男女ともに働きやすい環境を整備することも含めて、年間総実労働時間の縮減と働き方改革の両面というものも必要であるという、いろいろな要素があってこの最低賃金が決められると。

それが、冒頭申し上げましたように、地方では、茨城県では、茨城地方最低賃金審議会というところで公労使三者が適切なデータに基づいて議論を尽くしてこの最低賃金を決定しているという状況からすれば、一概にここで偏った意見の下に意見書を出すべきではないというふうに考えますので、私もこの請願は不採択にすべきだというふうに考えます。

以上です。

○弓削委員長 ほかにありませんか。加藤委員。

○加藤委員 こちらの請願ですけれども、最低賃金の大幅引上げということで出されております。確かに今、大企業が賃上げを行う動き、それが加速しております。ただ、中小企業におきましては、この原油高とか物価高の影響による原材料の高騰分をなかなか製品の価格に転嫁できないという、そういった厳しい状況にあるのも事実であります。

こちらでおっしゃっているように、最低賃金を全国一律に1,500円まで引き上げるということは、こういった中小企業の置かれた状況を見無視するというか、なかなか酌み取ることができないということにもなるために、これは難しい、現実的ではないのではないかなというふうに考えております。

中小企業の立場で言いますと、今回、全国平均で43円引き上げられました。これは過去最大で、全国平均で伸び率は4.5%ということになっております。これを月平均の所定労働時間で計算いたしますと、2023年が160時間になっておりますが、社保も込みで考えますと7,000円以上増加するということにもなっております。これはなかなか厳しい現実があるのではないかとということが考えられます。

もう一方、過去の最低賃金が大幅に引き上げられたときのことを考えますと、そういった場合には企業は雇用を縮小するということが明らかになっているというデータもありますので、こういったこともいろいろ考えていきますと、この大幅引上げというのはなかなか現実的ではないと思いますので、私も不採択が妥当ではないかと考えております。

○弓削委員長 ほかにご意見等ございますか。清水（立）委員。

○清水（立）委員 今、お三方から不採択にすべきではないかというご意見がありましたけど、それはそれでいいと思うんですが、そこからちょっと外れるかもしれないですけど、この前の代表質問でも私申し上げたような気がするんですけども、大企業が賃上げを続々としている、これは結構なことだと思うんですけども、日立においても例外ではないというふうに思いますし、大企業の進出が見込まれております。そういった中で、中小企業で働く労働者の方々が、高い企業のほうに、賃金が高い企業のほうに流れてしまうのではないかと懸念を私個人的に思っております。そういったことに対する支援の政策を考えているかどうかをお伺いしたいと思います。

○弓削委員長 丸岡商工振興課長。

○丸岡商工振興課長 委員おっしゃるとおり、大企業と市内中小企業の賃金の格差というものがあるんじゃないかと。それに対する政策的なもの、何を考えているのか、どういう方向性でいくのかというご質問だったかと思うんですけども、中小企業の賃金のそういった上昇に対

する国のほうの政策がありまして、1つには先端設備導入計画というものがありまして、それに基づく設備投資について、市町村の判断により新規取得される償却資産に係る固定資産税が3年間で2分の1になると、これに加えて、賃金を増加させることを従業員に表明した場合は最長5年間に限り3分の1に軽減されると、こういった特例がございまして、実際こちらに関しまして、市のほうのホームページ等で周知しておりまして、今年度は12件の申請がありまして、そのうち半分ですね、6件が賃上げを従業員に表明したというような実績となっております。

ほかにも、国や県のほうで業務改善助成金というような制度もございまして、こういった賃金のアップに向けた国や県の補助、こういったものも併せてございますので、こういった国や県の制度を、市としましても市内の中小企業に周知啓発して行って、企業の努力によって賃金のアップをしていくということを支援していくというようなところを考えていると、実際に行っているというところでございます。

以上です。

○弓削委員長 清水（立）委員。

○清水（立）委員 ありがとうございます。ちょっと私、聞き逃したのかも分かりませんが、最大5年間5分の1にするというのは、償却資産税のことですか。

○弓削委員長 丸岡商工振興課長。

○丸岡商工振興課長 そうですね、償却資産ですね。償却資産の課税標準が、3年間で2分の1、プラス、繰り返しになりますけれども、雇用者全体の給与が増加することを従業員に表明した場合は、最長5年間に限り3分の1に軽減されるということでございます。

○弓削委員長 清水（立）委員。

○清水（立）委員 ありがとうございます。ぜひ中小企業を守るために、市の政策としてできることは積極的にやってほしいなというふうに思います。

○弓削委員長 ほかにご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

○弓削委員長 これより再開します。

これより討論を行います。討論ありませんか。大谷委員。

○大谷委員 これは国が均衡賃金を勘案して決めるものでありまして、労働者のセーフティネットであると同時に、雇用者にも雇用を守る上でのとりでというふうにもなっております。よって、暗に提出することは不適當というふうに思います。本件は不採択が相当というふうに思います。

以上です。

○弓削委員長 ほかに討論ありませんか。三瓶委員。

○三瓶委員 この請願の不採択という立場で討論をさせていただきます。

茨城県の最低賃金は、委員会の中でも申し上げましたけども、茨城地方最低賃金審議会というところで公労使三者が適切なデータに基づき議論を尽くして審議をされ、決定されるべきだというふうに思っております。詳細な理由については委員会の中で述べさせていただいたので割愛させていただきますけども、そういった理由から不採択にすべきだというふうに考えます。以上です。

○弓削委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

本件は採択すべきものとするに賛成の委員の起立を願います。

(賛成者起立)

○弓削委員長 起立少数です。よって本件は不採択とすべきものとするに決定しました。

以上で請願の審査を終了します。

執行部は退席されて結構です。

(執行部退席)

○弓削委員長 傍聴者の方も退席願います。

(傍聴者退席)

○弓削委員長 次に、協議に移ります。

初めに、閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

6月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆さんからご意見を伺いたと思います。いかがでしょうか。三瓶委員。

○三瓶委員 大変ですが、委員長、副委員長に一任したいと思います。よろしく願います。

○弓削委員長 ただいま三瓶委員から正副委員長に一任というような声がありましたけれども、皆さん、異議ないでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 それでは、日程について協議させていただきたいと思うんですけども、4月22日から26日ぐらい、皆さんご都合いかがかと思ひまして、ご確認いただければありがたいです。4月22日から26日で。

暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 再開

○弓削委員長 それでは、委員会を再開します。

4月22日から24日の間で日程を調整したいというふうに思っております。また、案件に

については正副にお任せいただいて、執行部との調整がうまくいかない場合もありますので、やるやらないも含めまして正副のほうに一任いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で閉会中の所管事務調査についてを終了します。

次に、委員会の行政調査について協議したいと思います。

令和6年度の委員会の行政視察の実施についてはいかがいたしますか。実施するということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、委員会の行政調査を実施することに決定しました。

それでは、行政調査における日程、案件等について協議させていただきたいというふうに思います。

まず日程につきましてですけれども、5月13日の週、ちょっとこちらがうまくいかない場合、5月20日の週ということで調整したいと思うんですけれども。

暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 再開

○弓削委員長 それでは、委員会を再開します。

日程につきましては、5月20日から23日の4日間のうち3日間ということで、皆様、ご予定をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、案件についてご意見がありましたらお願いしたいと思います。三瓶委員。

○三瓶委員 引き続きで申し訳ありませんが、正副一任をしたいと思いますので、大変ですが、よろしく願いいたします。

○弓削委員長 ただいま三瓶委員から正副一任というご意見が出ましたけれども、皆様、異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓削委員長 なければ、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

それでは、正副委員長一任ということですので、案件につきましては、精査の上、先方と調整しまして、決定次第、予定通知にて皆様にご連絡したいと思います。よろしく願いいたします。

次に、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

Side Booksのホーム画面から全議員共通、常任委員会、経済建設委員会、令和5年度、令和6年3月26日配付資料、令和6年3月継続調査申出書(案)の順にお開きください。

閉会中の継続調査申し出について、事務局職員に説明をさせます。草野主事。

○草野主事 それでは、閉会中の継続調査申し出についてご説明いたします。

閉会中の委員会の活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、定例会の本会議最終日に委員長から議長に継続調査の申し出をするものでございます。

内容につきましては、ただいまご覧いただいております閉会中の継続調査申出書（案）に記載されているとおり、経済環境行政について、建設行政について、都市整備行政について、水道行政についてということで、経済建設委員会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。委員の皆様のご了解が得られれば、この案を提出したいと思います。

説明は以上でございます。

○弓削委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申し出につきまして、何かご意見ございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 それでは、この案のとおり提出したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 異議なしと認め、以上のように閉会中の継続調査申し出を本会議最終日に提出します。

次に、その他に入ります。何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○弓削委員長 以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

午前10時55分 閉会